

③ 住宅用太陽光発電・蓄電システム設置費の一部を補助します

問・申 環境政策課(内線 125)

住宅用太陽光発電・蓄電システムを設置する方に対して、補助金を交付します。設置工事の着工前(システム付き住宅を購入する場合は購入前)に申請してください。補助金の交付は、ひとつの住宅につき1回限りです。申請方法など、詳しくはお問い合わせください。

補助金額 ※予算の範囲内での運用ですので、限度額に変更が生じる場合があります。

【太陽光発電システム】 1kWあたり20,000円(限度額80,000円)

【蓄電システム】 蓄電システムの設置費用の額×3分の1(限度額150,000円)

対象設備 ※太陽光発電システムのみは補助対象外

【太陽光発電システム】

- ・太陽電池モジュールの合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の値を、それぞれ合計した値が10キロワット未満のもの
- ・次に示す蓄電システムと接続し、発電した電力が当該住宅にて使用されるもの

【蓄電システム】

- ・住宅などに設置された太陽光発電システムと接続され、太陽光発電システムにより発電される電力を充放電できるもの
- ・蓄電池部から供給される電力が、当該住宅にて使用されるもの
- ・国が令和6・7年度に実施する(した)補助事業における補助対象設備として、国の委託事業者により登録されているもの

【対象の方】

- ・補助金交付時において笠間市に住民登録している方
- ・市税に未納がない方
- ・設置者自らまたは同一住所地において居住する方が、県が実施している「いばらきエコチャレンジ」に登録し、家庭での省エネルギーの取り組みを行う方

※いずれも未使用のものに限ります。

※システム設置工事の着工前(システム付き住宅を購入する場合は購入前)に申請してください(申込期限 令和7年12月末日)。

※交付決定後、システム設置が完了した日(システム付き住宅を購入した場合は引渡しを受けた日)から30日以内または令和8年2月末日のいずれか早い日までに実績報告書を提出してください。

※本案内は制度の抜粋版です。補助申請を検討する際は、必ず市ホームページ(右上の二次元コード)をご確認ください。



市ホームページ

④ 固定資産税納税通知書を発送します

問 課税について：税務課(内線 110) 納税について：収税課(内線 121)

令和7年度固定資産税の納税通知書を4月11日頃に発送します。納税通知書の税額や、同封されている「課税明細書」に記載されている資産の詳細などを確認いただき、納期限までに納付してください。

「全期前納納付書」で納付する方については、誤納付を防ぐため「期別納付書(第1期から第4期)」は適切に廃棄処分などを行ってください。また、全期前納納付をする場合の納期限は4月30日(水)となります。

「犬のフン」は飼い主が持ち帰りましょう。